

改正 育児・介護休業法、職場のハラスメント

防止対策説明会のお知らせ

資料2

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から、雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化、産後パパ育休制度などが順次施行されます。

また、令和4年4月から、中小企業においても、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主の義務となります。

香川労働局では、事業主の皆さまに改正法に沿った取組みを進めていただくため、説明会を開催します。是非、ご参加ください。



日時： **令和3年12月23日(木)、24日(金)**

時間： **午前の部 10:00～11:30 (受付9:30～)**

※午前の部は、12月24日(金)のみ開催。

午後の部 13:30～15:00 (受付13:00～)

場所： **高松サポート合同庁舎 南館101大会議室**

高松市サポート3番33号(入館手続きは不要です)

※駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

定員： **80名(要申込・先着順) 申し込み締めきり12月15日(水)**

◆新型コロナウイルス感染症対策のために◆

- ◎マスク着用でのご来場をお願いします
- ◎当日体調がすぐれない方は、ご来場をお控えください
- ◎会場での感染症防止対策へのご協力をお願いします

【説明内容】

- 改正育児・介護休業法について
- 職場のハラスメント防止対策について
- 改正女性活躍推進法に基づく行動計画の策定について

※午後の部の説明会終了後に「個別相談会」を実施します。

香川働き方改革推進支援センターと香川産業保健総合支援センターのブースも設置しますので、ご利用ください。

問合せ先

香川労働局 雇用環境・均等室

〒760-0019

高松市サポート3-33

サポート合同庁舎北館2階

TEL 087-811-8924

説明会・個別相談会に参加ご希望の方は裏面の参加申込書にご記入の上、FAXでお申込みください



FAX 087-811-8935

※改正法についての最新情報を、香川労働局ホームページに随時掲載していきます。

「改正育児・介護休業法、

職場のハラスメント防止対策説明会」参加申込書

開催日：令和3年12月23日（木）、24日（金）

※申し込み締めきり 令和3年12月15日（水）

事業所名	
所在地	
電話番号	
所属・役職・氏名	(※1事業所につき1名の参加でお願いいたします。)
参加希望日 ※希望する時間帯に ○をしてください	① 12/23(木) 13:30～15:00 ② 12/24(金) 10:00～11:30(個別相談会はありません) ③ 12/24(金) 13:30～15:00
説明会当日の 個別相談会への 参加希望 ※希望無しとした場合で も当日の参加は可能です	有 ・ 無 (○をつけて下さい) 上の項目で「有」に○をした方はどの項目の個別相談会を希望するか□にチェックしてください <input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法 <input type="checkbox"/> 職場のハラスメント防止対策 <input type="checkbox"/> 女性活躍推進法 <input type="checkbox"/> その他 () 〔個別相談会で聞きたい内容をご記入ください〕

FAX 送信先

香川労働局雇用環境・均等室（指導担当）

087-811-8935

※先着順となりますので、定員を超えた場合は、こちらから連絡いたします。